

保健医療福祉行政論	3年・後期	2単位 30時間	教授 島田 昇
科目カテゴリー	看護の対象の理解	科目ナンバリング	32320463

1. 授業のねらい・概要

社会保障論で学んだ保健・医療・福祉に関する諸制度と現状の基礎知識を基に、国と自治体の行政について理解する。このことが、疾病、障害、高齢などにより、健康弱者となっても安心して暮らせる社会を支える保健医療福祉行政とはいかにあるべきかについて考察することができる。

2. 学修の到達目標

1. 医療事故調査の流れについて「院内調査」,「医療安全支援センター」を使用し説明することができる。(D-2)
2. 生活保護の8つの扶助について述べるができる。(D-3)
3. 母子保健法に基づく訪問指導の対象者3つを述べるができる。(D-2)
4. 精神保健福祉センターの6つの役割について述べるができる。(D-2)
5. 障害者(児)の定義について述べるができる。(D-2)
6. 障害者総合支援法の対象者について述べるができる。(D-2)
7. 自立支援医療の3項目について述べるができる。(D-2)
8. 児童福祉法の特定妊婦について説明することができる。(D-2)
9. 虐待の定義について5つ述べるができる。(D-3)
10. DV防止法の保護命令の2種類を述べるができる。(D-3)
11. 難病の定義の4つを述べるができる。(D-2)
12. 指定難病の定義を4つ述べるができる。(D-2)
13. 医療保険の保険者について4つ述べるができる。(D-2)
14. 特定保健指導の指導方法2種類を述べるができる。(D-2)
15. 介護保険の介護給付と予防給付の違いについて説明することができる。(D-2)
16. 医療圏についての単位を述べるができる。(D-2)
17. 感染症法における1~5類の各届出の期日について説明することができる。(D-2)
18. 予防接種法のA類疾病とB類疾病の違いについて述べるができる。(D-3)
19. 「がん対策基本法」の基本理念を9つ述べるができる。(D-3)
20. 法定後見人制度の「後見」,「補佐」,「補助」の違いについて説明することができる。(D-3)

3. 授業の進め方

テキストに基づいた講義と、演習におけるグループワークを中心に授業を行う。社会保障・社会福祉の知識は、援助対象者のためだけのものではなく、それぞれの人生に深く関わっている。知識があるかないかで、自分自身や家族の生活の質にも影響する。今日の動向を概観しつつ、社会保障、医療保障、所得保障などについて、その背景にある問題を分析・考察し、諸制度の今後のあり方について考え、今後の課題を展望できるように授業を進めていく。

【アクティブ・ラーニング実施の有無】

アクティブ・ラーニングとして、リフレクションを用いる。

【ICT活用の有無】

ICT活用の実施：Google Classroomによるリフレクションの提出。Gmailによる学習教材の配信。

4. 授業計画（講義・演習）

回	授業内容	授業形態	事前事後学修（学修課題）	担当
1	医療提供の理念と医療安全	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「医療提供の理念と医療安全：医療法での取り扱い」p47～56を読んでまとめる。 復習：講義内容の「医療法」・「医療事故の報告と調査の義務」について教科書を使ってまとめておくこと。	島田 昇
2	特別な配慮を必要とする人に関する法律 ①生活保護法 ②母子保健法 ③精神保健福祉法	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「生活保護法」,「母子保健法」,「精神保健福祉法」p267～280を読んでまとめる。 復習：生活保護の8つの扶助,母子保健法に基づく訪問指導の形態3つ,精神保健福祉法の入院形態5つ,精神保健福祉センターの6つの役割について教科書を使ってまとめておくこと。	島田
3	特別な配慮を必要とする人に関する法律 ④障害者基本法 ⑤障害者総合支援法 ⑥児童福祉法	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「障害者基本法」,「障害者総合支援法」,「児童福祉法」p289～305を読んでまとめる。 復習：講義内容の障害者総合支援法の対象者と申請方法,自立支援医療の3項目,児童福祉法の特定妊婦について教科書を使ってまとめておくこと。	島田
4	特別な配慮を必要とする人に関する法律 ⑦虐待防止法 ⑧DV防止法 ⑨難病法	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「虐待防止法」,「DV防止法」,「難病法」p305～317を読んでまとめる。 復習：講義内容の虐待の定義,DV防止法の保護命令の2種類,難病の定義,指定難病について教科書を使ってまとめておくこと。	島田
5	保健医療福祉に関する制度 ①医療保険	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「医療保険」p237～248を読んでまとめる。 復習：講義内容の「医療保険（健康保険法・国民健康保険法・船舶保険法・国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私学共済）」の被保険者の違いについて教科書を使ってまとめておくこと。	島田
6	保健医療福祉に関する制度 ②高齢者医療確保法	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「高齢者医療確保法」p238～250を読んでまとめる。 復習：講義内容の「後期高齢者医療法」の被保険者,特定健康診査・特定保健指導の対象者について教科書を使ってまとめておくこと。	島田
7	保健医療福祉に関する制度 ③介護保険制度	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「介護保険」p251～264を読んでまとめる。 復習：講義内容の「介護保険法」の対象者,申請方法,介護給付と予防給付の違いについて教科書を使ってまとめておくこと。	島田
8	保健医療福祉に関する制度 ④医療法	講義	予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「場所に関する法律」p207	島田

			<p>～219 を読んでまとめる。</p> <p>復習：講義内容の地域医療支援病院・特定機能病院の基準，医療計画における医療圏，地域医療構想について教科書を使ってまとめておくこと。</p>	
9	保健医療福祉に関する制度 ⑤感染症法	講義	<p>予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「感染症法」・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」 p221～225 を読んでまとめる。</p> <p>復習：講義内容の「感染症法」における分類，届出の方法と期日について教科書を使ってまとめておくこと。</p>	島田
10	保健医療福祉に関する制度 ⑥予防接種法 ⑦検疫法	講義	<p>予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「予防接種法」・「検疫法」 p226～228 を読んでまとめる。</p> <p>復習：講義内容の定期接種の種類と A 類疾病と B 類疾病について教科書を使ってまとめておくこと。</p>	島田
11	保健医療福祉に関する制度 ⑧健康増進対策	講義	<p>予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「健康増進法」 p229～235 を読んでまとめる。</p> <p>復習：講義内容の健康増進への取り組み（健康増進計画・国民健康・栄養調査・受動喫煙対策）について教科書を使ってまとめておくこと。</p>	島田
12	保健医療福祉に関する制度 ⑭医療政策に関わる法律	講義	<p>予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「がん対策基本法」，「がん登録推進法」，「循環器病対策基本法」，「肝炎対策基本法」 p325～327 を読んでまとめる。</p> <p>復習：講義内容の「がん対策基本法」の基本理念と「がん登録推進法」届出対象情報について教科書を使ってまとめておくこと。</p>	島田
13	保健医療福祉に関する制度 ⑬災害施策に関する法律	講義	<p>予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「災害施策に関する法律」 p333～335 を読んでまとめる。</p> <p>復習：講義内容の「災害対策基本法」・「災害救助法」について教科書を使ってまとめておくこと。</p>	島田
14	政策に関わる基本法の関連法令 ⑪権利擁護についての法律	講義	<p>予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「成年後見人制度」 p349～359 を読んでまとめる。</p> <p>復習：講義内容の法定後見人制度の「後見」，「補佐」，「補助」の違いについて教科書を使ってまとめておくこと。</p>	島田
15	保健医療福祉に関する制度 ⑫労働に関する法律	講義	<p>予習：ナーシング・グラフィカ看護をめぐる法と制度「労働政策に関する法律」 p359～376 を読んでまとめる。</p> <p>復習：産前産後育休・育児時間，安全衛生委員会，ストレスチェック，出生時育児休業（産後パパ育休）について教科書を使ってまとめておくこと。</p>	島田

5. 成績評価の方法・基準

定期試験（受験資格は3分の2以上の出席した者）70%，課題レポート30%で総合的に評価する。

合格基準は60%以上とする。合格基準に満たない（60%未満）場合は，単位認定できない。

成績評価は，「2. 学修の到達目標」に示した達成状況を，ルーブリック評価表を基に，5段階評価で採点する。尚，ルーブリック評価表に関する詳細については，第1回講義内で別途説明する。

課題レポートの内容，提出期限，提出方法（場所），第1回講義内で紙面にて提示する。
定期試験の出題範囲及び出題方法等は，講義内にて口頭で説明する。

6. テキスト・参考文献

テキスト：平林勝政，小西知世，和泉沢千恵他：ナーシング・グラフィカ健康支援と社会保障④看護をめぐると制度株式会社メディカ出版，2024

7. 準備学習に必要な時間，又はそれに準じる程度の具体的な学習内容

シラバスの授業計画の範囲について最低90分以上の予習及び，授業内容について90分以上の復習を実施すること。

8. 受講上の留意事項

テキストの指定された範囲を熟読した上で授業に臨むこと。

日常的に新聞やニュースを通して，国の政策や予算など政治・経済・社会問題について知識を得ておくこと。

遅刻，欠席ならびに授業中の私語，授業に関係ない言動（スマホの使用等）は慎むこと。

講義時間開始後の無断での教室の入室および退出は慎むこと。

9. 課題に対するフィードバックの方法

試験の解答は試験後に口頭にて解説する。

提出された課題は教員が確認して返却する。内容が不備なものは再提出を求める。

10. 卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目との関連

保健師教育課程必修科目であり，修得できない場合保健師国家試験受験資格が不可となる。

11. 該当する本授業は，以下の実務経験を活かして実施される

行政委託機関及び，医療機関での保健師としての勤務経験を活かして，講義・演習を行う。